

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	2023年 3月 9日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府木津川市木津白口10番地2	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 相楽中部消防組合 管理者 河井規子

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築			<input type="checkbox"/> 増築		
工 事 着 工 予 定 年 月 日	2024年 11月 1日					
工 事 完 了 予 定 年 月 日	2026年 5月 31日					
特定建築物 の 概 要	名 称	相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建設工事				
	所 在 地	京都府木津川市城山台九丁目1番の一部				
	構 造	RC造 一部 SRC造+S造	階 数	地上 3階地下 0階		
	敷 地 面 積	15476.25平方メートル	高 さ	14.00メートル		
	建 築 面 積	2334.43平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	4599.92平方メートル (0平方メートル)		
	用途別の床面積	住 宅				
		ホ テ ル 等				
		病 院 等				
		物品販売業を営む店舗等				
		事 務 所 等	4599.92平方メートル			
学 校 等						
飲 食 店 等						
集 会 所 等						
工 場 等						
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性 能 に 関 す る 評 価 結 果	サステナビリティランキング B+ BEE = 1.0					

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 0.36立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 0立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 0立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 0立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量：(①+②+③+④) 0.36立方メートル
	使用する用途	内部家具への使用
	府内産木材等の使用基準量	0.22立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.86立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	488.48平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概 要
<input checked="" type="checkbox"/>	外壁、屋根又は床の断熱	外壁：硬質ウレタンフォームA種I吹付 t=30 屋根：押出法ポリスチレンフォーム3種b t=50
<input checked="" type="checkbox"/>	窓の断熱又は日射の遮蔽	複層ガラスを採用
<input checked="" type="checkbox"/>	エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明器具の設置
<input type="checkbox"/>	環境への負荷が少ない材料の利用	
<input type="checkbox"/>	節水型設備の設置	
<input type="checkbox"/>	雨水、雑排水等の利用	
<input type="checkbox"/>	耐用年数が高い材料及び設備の利用	
<input type="checkbox"/>	建築物の維持管理の容易性に対する配慮	
<input type="checkbox"/>	電気自動車等の充電設備の導入	
<input type="checkbox"/>	ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用	
<input type="checkbox"/>	宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置	
<input checked="" type="checkbox"/>	緑化の実施	敷地に適切な緑地作りを実施
<input type="checkbox"/>	その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	再エネ設備の 導 入	①太陽光
②風力		メガジュール
③水力		メガジュール
④地熱		メガジュール
⑤太陽熱		メガジュール
⑥バイオマス		メガジュール
⑦その他（ ）		メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		215453 メガジュール
導入すべき再エネ設備の基準値		137997 メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備	概 要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

- (1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容
- (2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠